

令和7年2月4日

射水市長 夏野元志 殿

射水市特別職報酬等審議会
会長 樺葉伸



射水市特別職の報酬等の額について(答申)

令和6年11月5日付け射人第101号で諮問のあった射水市特別職の報酬等の額について、下記のとおり答申する。

記

1 報酬等の額

審議事項1 市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

区分	現行(月額)	改定額(月額)	増減額等
市長	926,000円	据置き	—
副市長	754,000円	据置き	—
教育長	670,000円	据置き	—

審議事項2 市議会議長、市議会副議長及び市議会議員の議員報酬の額について

市議会議長、市議会副議長及び市議会議員の報酬の額については、次のとおりとすることが適当である。

区分	現行(月額)	改定額(月額)	増減額等
議長	515,000円	据置き	—
副議長	456,000円	据置き	—
議員	427,000円	据置き	—

審議事項3 行政委員の報酬の額について

行政委員の報酬については、次のとおりとすることが適当である。

区分		現行	改定額	増減額等
教育委員会	委員	月額 30,000円	据置き	—
選挙管理委員会	委員長	日額 10,000円	据置き	—
	委員	日額 8,000円	据置き	—
監査委員	代表	月額 110,000円	据置き	—

監査委員	識見	月額 75,000 円	据置き	—
	議員選任	月額 23,000 円	据置き	—
農業委員会	会長	月額 20,000 円	据置き	—
	委員	月額 15,000 円	据置き	—
固定資産評価 審査委員会	委員長	日額 8,000 円	据置き	—
	委員	日額 8,000 円	据置き	—
公平委員会	委員長	日額 8,000 円	据置き	—
	委員	日額 8,000 円	据置き	—

2 審議の経過

昨年 11 月 5 日に市長から諮問を受け、特別職報酬等審議会を開催し、特別職の報酬等について、慎重な審議を重ねたところである。

審議においては、それぞれの職の職責や専門性を考慮し、その活動量や活動内容の変化に着目するとともに、県内他市や類似団体における特別職の報酬等の状況に関しても比較検討し、さらには依然として厳しい社会経済情勢を勘案した上で、答申を取りまとめたところである。

3 本審議会の意見

近年、本市においても、行政課題が複雑化、多様化していることは理解するところであり、令和 6 年能登半島地震において被災した市民への一日も早い復旧・復興への取組を最優先として求められている中、県内他市との比較における本市特別職の報酬等の額は、人口規模、財政規模等を考慮すれば、多寡が認められる状況にはない。

一方で、コロナ禍に引き続き、世界的なエネルギー価格の高騰等を起因とした物価上昇により、市内には先行きが不透明な状況に置かれている事業者や、実質賃金の上昇を感じられないとする市民がいるということを理解する必要がある。

これらを踏まえ、本審議会では以下の結論に達した。

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長の職務において、令和 6 年能登半島地震における早急な対応などについては高く評価すべきであるが、本震災に対する復旧・復興においては、まだ道半ばである。一方、給料の額については、県内他市と比較し上位にある点も踏まえ、据置きが妥当であるとの結論に達した。

(2) 市議会議長、市議会副議長及び市議会議員の報酬の額について

議員報酬の額については、議員の活動に見合うべきものであるとともに、市民の十分な理解が前提であるということは当然である。

議員報酬と議員定数は別の論理であるということを認識しつつも、議会において現時点における適正な議員定数に係る明確な結論が出ていない中で、報酬額と定数を全

く切り離して検討するには、一定の制約があった。

また、議員報酬は、生活給的側面があることを必ずしも否定するものではないが、あくまでも「報酬」であり、議員という職務、職責に対する「報酬」であることを認識することが重要である。

審議の過程では、地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、市民ニーズも多様化、複雑化していることを踏まえ、いくらかの増額があっても良いとの意見と、現時点における議員の活動量を定量的に見て、前回の本審議会開催時と大きな変化はなく、据え置くべきとの意見に分かれた。

物価高騰等の理由をもって直ちに増額改定することや、議員定数の結論が出ていない中で増額改定することは、市民の十分な理解を得ることが困難であると判断し、議員報酬の額については、据置きが妥当であるとの結論に達した。

(3) 行政委員の報酬の額について

行政委員の報酬の額については、各行政委員の職責には、特殊性や高度な専門性があり、社会課題が多様化する中においては、評価を上げていくべきではないかという視点で検討したが、現状の職務の状況を踏まえ、報酬の額については、据置きが妥当であるとの結論に達した。

4 附帯意見

・ 適正な議員定数の在り方について

市民ニーズの多様化、複雑化が進む中において、議員の役割が大きくなってきている一方で、人口減少が進んでいることに鑑み、引き続き、適正な議員定数についての検討に努められたい。

・ 議員及び議会活動の可視化について

議員報酬の水準については、市民の十分な理解を得ることが必要不可欠であるため、議員活動及び議会活動を市民に向けて積極的に発信することが重要である。また、こうした発信は、多様な人材による議員のなり手を醸成していくことにもつながることから、活動内容の一層の可視化に努められたい。

・ 特別職報酬等審議会の開催について

近年、地方自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、今後もこうした傾向が続くことが想定されることから、本審議会を原則2年に1回は開催し、特別職の適正な報酬等の額について、審議すべきである。

・ 特別職の報酬等の額に関する算定基準を検討する機会について

本審議会において、議員報酬等の妥当性を判断するに当たり、特別職における報酬等の在り方に関して、民意を反映する算定基準の検討機会を設けられたい。